

多摩市長が社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対して交付決定した平成30年度分人件費補助金は、協定書に反し、違法なキックバックであり、詐欺であるとして、全額返還させる措置を求める件

受付年月日

平成31年3月20日

請求の趣旨

平成30年度に社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が多摩市に派遣した職員2名分の人件費について、派遣研修に関する協定書では社会福祉協議会が支払うこととしているが、多摩市長は同協定書を無視し社会福祉協議会に人件費補助金を支払い、多摩市に損害が生じていることを理由として、多摩市長が社会福祉協議会に対して交付決定した平成30年度分人件費補助金（健康福祉部高齢支援課分）は、違法なキックバックであり、詐欺であるとして、全額返還させる措置を請求したものの。

結果通知日

平成31年4月25日

監査結果

監査を実施しないこととした（却下）。